

平成 21 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 21 年 12 月 8 日（火曜日）

## 平成 21 年第 4 回定例会

# 富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 21 年 12 月 8 日（火曜日）午前 10 時 00 分開会

---

### ◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 認定第 1 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 9 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第 10 号（第 3 定）平成 20 年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
  - 日程第 4 議案第 12 号（第 3 定）富良野市公共下水道に関する条例の一部改正について  
議案第 13 号（第 3 定）富良野市水道事業給水条例の一部改正について  
議案第 14 号（第 3 定）富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正について
  - 日程第 5 所管事項に関する委員会報告  
調査第 4 号 移住定住対策について  
都市事例調査  
調査第 2 号 児童福祉について  
都市事例調査  
調査第 3 号 農業担い手対策について  
都市事例調査
  - 日程第 6 議会改革特別委員会報告
  - 日程第 7 監査委員報告（例月出納検査結果報告 平成 21 年度 8 月～10 月分）
  - 日程第 8 議案第 17 号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 日程第 9 議案第 1 号～第 16 号（提案説明）
-

◎出席議員（18名）

議長	18番	北 猛 俊 君	副議長	17番	日 里 雅 至 君
	1番	佐々木 優 君		2番	宮 田 均 君
	3番	広 瀬 寛 人 君		4番	大 栗 民 江 君
	5番	千 葉 健 一 君		6番	今 利 一 君
	7番	横 山 久 仁 雄 君		8番	岡 本 俊 君
	9番	宍 戸 義 美 君		10番	大 橋 秀 行 君
	11番	覚 幸 伸 夫 君		12番	天 日 公 子 君
	13番	東 海 林 孝 司 君		14番	岡 野 孝 則 君
	15番	菊 地 敏 紀 君		16番	東 海 林 剛 君

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	能 登 芳 昭 君	副 市 長	石 井 隆 君
総 務 部 長	細 川 一 美 君	保 健 福 祉 部 長	高 野 知 一 君
経 済 部 長	石 田 博 君	建 設 水 道 部 長	岩 鼻 勉 君
看 護 専 門 学 校 長	登 尾 公 子 君	保 健 福 祉 部 参 事 監	中 田 芳 治 君
総 務 課 長	若 杉 勝 博 君	財 政 課 長	清 水 康 博 君
企 画 振 興 課 長	鎌 田 忠 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	児 島 応 龍 君
教 育 委 員 会 教 育 長	宇 佐 見 正 光 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	伊 藤 和 朗 君
農 業 委 員 会 会 長	東 谷 正 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 孝 夫 君
監 査 委 員	松 浦 惺 君	監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 茂 喜 君
公 平 委 員 会 委 員 長	島 強 君	公 平 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 茂 喜 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	藤 田 稔 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	古 東 英 彦 君

◎事務局出席職員

事 務 局 長	藤 原 良 一 君	書 記	日 向 稔 君
書 記	大 津 諭 君	書 記	渡 辺 希 美 君
書 記	澤 田 圭 一 君		

午前10時00分 開会  
(出席議員数18名)

## 開 会 宣 告

○議長（北猛俊君） これより、本日をもって招集されました平成21年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

○議長（北猛俊君） 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

○議長（北猛俊君） 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

宮 田 均 君  
菊 地 敏 紀 君  
広 瀬 寛 人 君  
岡 野 孝 則 君  
大 栗 民 江 君  
東 海 林 孝 司 君  
千 葉 健 一 君  
天 日 公 子 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には

宮 田 均 君  
菊 地 敏 紀 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

○議長（北猛俊君） 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長（藤原良一君） -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第16号までは、あらかじめ御配付のとおりでございます。

議案第17号につきましては、本日配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。

このうち、調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日配付のとおりでございます。

朗読は慣例により省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に配付のとおりでございます。

以上でございます。

### 日程第2 会期の決定

○議長（北猛俊君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長（菊地敏紀君） -登壇-

議会運営委員会より、12月1日に告示されました平成21年第4回定例会が本日開催されるに当たり、12月4日に議会運営委員会を開催し、審議いたしました結果について御報告を申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は、40件でございます。

うち、議会側提出事件は23件で、その内訳は、付託審査案件13件、事務調査報告3件、都市事例調査報告3件、特別委員会報告1件、例月出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は17件で、その内訳は、予算6件、条例6件、人事1件、その他4件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告及び議長報告がございます。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、市長の行政報告を受け、次に、平成21年第3回定例会で設置付託の、決算審査特別委員会に付託の認定第1号から認定第10号及び上下水道条例等審査特別委員会に付託の、議案第12号、議案第13号、議案第14号の審議を願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、都市事例調査報告、特別委員会報告、監査委員会報告を受けます。

次に、議案第17号の審議を願い、その後、議案第1号から議案第16号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。

12月9日、10日、11日は議案調査のため、12月12日、13日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目は12月14日、第3日目は15日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月16日は議案調査のため休会といたします。

本会議第4日目、12月17日は、議案第1号から議案第16号の審議を行うことで申し合わせをしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次審議を願い、閉会中の手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営につきまして申し上げます。

請願、意見案、調査等の提出期限につきましては、12月14日の日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成21年第4回定例会の会期は、本日12月8日から12月17日までの10日間とすることで委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議案運営委員会からの報告といたします。

**○議長（北猛俊君）** お諮りをいたします。

ただいま委員長より報告のとおり本定例会を運営し、会期は12月8日から12月17日までの10日間として、うち、9日から11日まで及び16日は議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会にいたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から10日間と決定いたしました。

---

## 行政報告

---

**○議長（北猛俊君）** この際、あらかじめ申し出のありました、市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

**○市長（能登芳昭君）** ー登壇ー

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

一つ目は、中国人旅行者誘客宣伝についてであります。

11月9日から11月13日の間、富良野・美瑛広域観光推進協議会と連動し、中国上海市、北京市において、中国人旅行者の富良野地域への誘客宣伝を行ってまいりました。

今回の誘客宣伝活動につきましては、中国において北海道人気上昇していること。

富良野・美瑛地域におきましても、中国人観光客が増加していること。

さらに本年7月、中国における個人ビザの解禁に伴い、個人旅行者の増加が予想されることなどを踏まえ、上海市、北京市のJNTO国際観光機構、上海市旅游局、上海市

外事弁公室などを訪問し、宣伝PRや情報交換をするとともに、上海市においては旅行エージェントを招き、富良野圏域の観光セミナーを開催し、プロモーションや商談会などを行うなど、誘客宣伝を行ったものでございます。

二つ目、観光圏連絡協議会副会長への就任についてであります。

全国30地域観光圏で構成する観光圏連絡協議会において、11月30日、富良野・美瑛広域観光推進協議会会長として、副会長に選任され、就任いたしました。

昨年10月に発足した観光庁では、観光立国日本として国内・国外観光客の誘致・滞在を促進し、2泊3日以上快適に充実して過ごす滞在型観光を推進する観光圏の整備を推進するため、地域観光圏整備促進事業を立ち上げ、平成20年度には富良野・美瑛広域観光圏を含む全国16地域、さらに、平成21年度には14地域が認定され、全国の観光圏が連携し、全国的な事業展開の促進に向け、観光圏連絡協議会が設立したところであります。

同協議会の会長には、富士山・富士五湖観光圏の代表が、副会長には、阿蘇くじゅう観光圏と富良野・美瑛広域観光圏の代表が、それぞれ就任したところでございます。

三つ目、要望運動についてであります。

1、地域高規格道路旭川十勝道路の整備促進についてであります。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月6日に北海道開発局、旭川開発建設部に対し、11月18日は国土交通省、財務省、衆議院6区選出議員に対し、また、11月25日には民主党北海道総支部連合会に対し、道路予算の確保、旭川十勝道路の既指定整備区間富良野道路、富良野北道路の整備促進、既指定調査区間、旭川市から美瑛町、富良野南道路の整備区間への早期指定、加えて、未指定区間美瑛町から中富良野町、富良野市から占冠村の調査区間への早期指定について要望してまいりました。

2、上川地方総合開発に関する事業の推進についてであります。

上川地方総合開発期成会副会長として、11月17日に国土交通省、財務省、厚生労働省、環境省、衆議院6区選出議員に対し、平成22年度上川地方総合開発に関する事業の推進、及び民主党政権の政策の具体化について要望してまいりました。

以上です。

**○議長（北猛俊君）** 以上で、市長の行政報告を終わります。

---

## 日程第3

**認定第1号（第3定）平成20年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第2号（第3定）平成20年度富良野市**

国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号(第3定) 平成20年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号(第3定) 平成20年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号(第3定) 平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号(第3定) 平成20年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号(第3定) 平成20年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号(第3定) 平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号(第3定) 平成20年度富良野市水道事業会計決算の認定について

認定第10号(第3定) 平成20年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について

○議長(北猛俊君) 日程第3、前回より継続審査の認定第1号から認定第10号まで、以上10件を一括して議題といたします。

本件10件に関し、委員長の報告を求めます。  
決算審査特別委員長岡本俊君。

○決算審査特別委員長(岡本俊君) 一登壇一  
決算審査特別委員会より報告いたします。

第3回定例会において継続審査の付託を受けた、認定第1号より認定第10号の平成20年度富良野市一般会計ほか、各会計決算につきましては、9月14日に審査日程、資料要求の検討並びに決算内容について会計管理者から総括的に説明を受け、11月4日、5日、6日の3日間にわたり、各所管部ごとの審査を行いました。

質疑の中では、地域会館維持管理費、高齢者緊急通報システム事業、地域密着型サービス拠点等施設整備費、子育て支援センター運営費、健康増進事業、安心安全農業推進事業、農地・水・環境保全向上対策事業、集落センター管理運営、農村環境改善センター管理、道路及び河川愛護事業、ことぶき大学運営など、幅広い質疑が行われました。

審査結果につきましては、認定第1号より認定第10号までの10件につきましては、全会一致で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の報告といたします。

○議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、質疑ござ

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終わります。

討論の申し出ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 申し出がございませんので、これより、認定第1号平成20年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は、認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第2号平成20年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第3号平成20年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第4号平成20年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第5号平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。  
討論を省略いたします。  
お諮りいたします。  
本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。  
よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第6号平成20年度富良野市公設地方御売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。  
討論を省略いたします。  
お諮りいたします。  
本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。  
よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第7号平成20年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。  
討論を省略いたします。  
お諮りいたします。  
本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。  
よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第8号平成20年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。  
討論を省略いたします。  
お諮りいたします。  
本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。  
よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。  
次に、認定第9号平成20年度富良野市水道事業会計決算の認定について採決いたします。  
討論を省略いたします。  
お諮りいたします。  
本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。  
よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第10号平成20年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について採決いたします。  
討論を省略いたします。  
お諮りいたします。  
本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。  
よって本件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

#### 日程第4

議案第12号(第3定) 富良野市公共下水道に関する条例の一部改正について  
議案第13号(第3定) 富良野市水道事業給水条例の一部改正について  
議案第14号(第3定) 富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正について

---

○議長(北猛俊君) 日程第4、前回より継続審査の議案第12号富良野市公共下水道に関する条例の一部改正について、議案第13号富良野市水道事業給水条例の一部改正について及び議案第14号富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正についてを一括議題といたします。  
本件に関し、上下水道条例等審査特別委員会の報告を求めます。

上下水道条例等審査特別委員長 穴戸義美君。

○上下水道条例等審査特別委員長(穴戸義美君)

—登壇—

上下水道条例等審査特別委員会より御報告を申し上げます。  
平成21年9月18日、第3回定例会において委員7名からなる特別委員会が設置され、付託されました議案第12号富良野市公共下水道に関する条例の一部改正及び議案第13号富良野市水道事業給水条例の一部改正について、並びに議案第14号富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

今回の改正案につきましては、まず議案第12号富良野市公共下水道に関する条例の一部改正については、平成2年度の供用開始から初めての改定とのことであり、この間、下水道事業では水道課との統合、係の統合、人員の削減、車両やOA機器類の削減、各種委託料削減等の経費節減及び高金利起債の繰上償還、借り換え等に取り組み、健全運営に努めてきたとのことであります。

しかしながら、増え続ける元金償還額により事業運営も圧迫されており、今後も快適で衛生的な生活環境の向上、快適な居住環境の形成、公共水域の水質改善を維持するためにも、汚水処理にかかわる経費の半分を使用料金で負担できるように、基本料金及び超過料金を10%改定することを提案されたところでもあります。

また、議案第13号富良野市水道事業給水条例の一部改正については、平成13年度に改定して以来の改定で、給水人口の減少が進む中、収益的収支では、節水意識の向上による収益の減少も予想され、老朽化する機器類の修繕費の増加などにより、利益の確保が困難な状況であるとのことでもあります。

さらに資本的収支では、老朽管や機器類の更新費用の増加及び水源と配水池建設に要した起債の元金償還額の増加により、不足額が年々増え続け、結果として内部保留資金が減少していく状況であるとのことでもあります。

この間、水道事業においても、下水道事業と同じく各種経費の軽減のために、課の統合、職員の削減を始め、経営努力が行われてきたが、起債の元金償還額の増加により経営が圧迫されており、引き続き安心して安全な水を安定供給し、健全な経営を維持していくために、基本料金及び超過料金を11.5%改定すると提案されたところでもあります。

また、議案第14号富良野市簡易水道事業給水条例の一部改正については、水道料金と同じく平成13年度に改定して以来で、市内6地区に施設が点在しており、機器類の老朽化も著しく、修繕の増加が見込まれるとのことでもあります。

しかし、各給水区域は小規模で広範囲に点在しており、給水人口減少の中、増収を図ることは厳しい状況にあり、簡易水道事業としての経費節減に取り組み、効率的な運営を図りながら、経営努力を行ってきたとのことでもあります。

建設改良に要した起債の元金償還額が増加をしており、経営が圧迫されているとのことでもあります。

今後、安心、安全な水の供給と健全な運営を維持するために、基本料金及び超過料金を水道料金と同様に、11.5%改定することが提案されたところでもあります。

なお、各条例の施行期日については、平成22年4月1日とし、施行後最初の料金算定については、平成22年3月検針分をもって料金を算定するため、4月分については改正後の料金ではなくて、旧料金を適用する改正内容であります。

本委員会では、これらの条例審査に当たり、担当部局より資料の提出と説明を求め、6回の委員会を開催をいたしてまいりました。

提案されました9月18日に1回目の委員会を開催し、審査に当たったの検討、資料要求についての審議を行い、

10月2日の2回目の委員会では水道料金改定案、現行料金及び改定料金による財政収支見込、水道料金の根拠、建設改良事業計画、起債年次償還、給水人口及び排水状況の説明を受け、配水量、一般基準水量、経営努力、有水率、市民説明会の状況などについて質疑を行ったところでもあります。

10月19日の3回目の委員会では、滞納、未収額、収納方法、料金改定による市民負担、一般会計からの繰り入れ根拠等について審議をし、次の7項目について改めて追加資料の提出を求め、協議を行うことを確認したところでもあります。

1点目、現金残高目標額を減価償却費2分の1とした根拠、2点目、給水人口の推移、3点目、一般会計からの繰り入れの考え方、4点目、11.5%の影響に対するシュミレーション、5点目、突発的事故と現金残高の関係、6点目、資産維持の根拠と使途、7点目、中区配水池の上部構造物の減価償却についてであります。

その後、10月30日の4回目の委員会では、追加資料の説明を受け、料金改定の根拠である経営上必要な現金3億円について、集中的に審議を行い、現金残高3億円前後が必要である根拠についての資料の提出を求めたところであり、11月20日の5回目の委員会では、改めて現金3億円前後の必要性と妥当性について、合わせて市民生活に対する影響について議論が交わされ、今後の水道事業における収益的収支、資本的収支と料金改定について議論がされました。

また、料金値上げによる地下水利用拡大による懸念も指摘されたところでもあります。

12月1日には6回目の委員会を開催し、現状の経済状況における市民負担軽減、収納率向上、料金改定のタイミングについて、さらに集中的に審議を行ったところでもあります。

委員会における審議の中では、デフレ経済の厳しい環境の中での料金改定は、市民生活に与える影響は大きく、次の4項目にわたり、1点目、収納率の向上対策、2点目、利用者の拡大、3点目、改定時期の判定基準、4点目、減免対象者の拡大などの重要検討項目が意見として挙げられましたが、平成13年改定以降、企業会計として起債の繰り上げ償還、経営合理化の経営努力を行っており、今後の起債償還計画、老朽管の更新など、上水道事業を継続するためには、一定の自主財源が必要であり、さらに自治体会計の連結決算導入により、各種事業の自立性が求められる現状であることが明らかになったところでもあります。

なお、今回の料金改定に当たり、水道料金では、減免拡大なども行うこととされており、評価をするものであります。

以上の点から、今回提案された議案第12号、議案第



13号、議案第14号については、委員全員をもって原案のとおり可決すべきと決定した次第であります。

以上、委員会からの報告といたします。

一部訂正をいたします。

最後の方の、今回の料金改定に当たり、下水道事業ではというところの「下」が抜けまして、先程は「水道料金」と言いましたが、「下水道料金」の誤りでございます。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） 委員会の6回にわたる協議の報告に敬意を表しますが、この場で2点質問させていただきます。

元金の償還が増えた原因というのはですね、私は、議会も通しましたけども、私自身も反省しているところですけども、やはり、下五区の給水施設が移転した過剰投資と、それから、中区の水の中継地点の、あの過剰投資が非常に原因だったと私は思うんですが、その点について、どのような評価を行ったのか質問させていただきたいのと、協会病院が水道を使わなかったということについて、これは、市の方では協議があったのかどうかということ、この2点について質問させていただきます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

○上下水道条例等審査特別委員長（宍戸義美君） 宮田議員の御質問に御答弁をいたします。

1点目の、償還額がふえたというふうなことにつきましては、資料の説明を受けた中では、適正な施設の整備であったというふうに認めております。

2点目の協会病院の関係については、事前に市との協議があったというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件3件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件3件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

○議長（北猛俊君） 日程第5、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

順次、委員長の報告を求めます。

最初に、調査第4号及び都市事例調査について、総務文教委員長岡本俊君。

○総務文教委員長（岡本俊君） -登壇-

総務文教委員会より、平成21年第3回定例会において許可を得ました、調査第4号、移住定住対策について、調査経過について御報告申し上げます。

本委員会では、日本の人口が2005年から減少に転じ、都市への人口集中している中で、地方はコミュニティの衰退、少子高齢化など、連鎖反応を起し地域社会の活力が低下して、これにより限界集落という言葉まで生まれております。

多くの市町村は、人口減の歯どめ策として、定住対策に積極的に取り組んでいる状況にあります。

このような中で、富良野市の移住定住対策である移住相談ワンストップ窓口などの開設、お試し暮らし住宅の提供、富良野市移住促進協議会、相談状況などについて、担当部局より資料の提出並びに説明を受け、さらに都市事例調査を合わせて行い、調査を進めてきたところであります。

今年9月までに富良野市の住まい情報バンクへのアクセスは3万6,103件、移住相談件数77件、移住者4組、7名であります。

お試し暮らし住宅の利用実態は、東山、弥生住宅で7組の利用となっているところであります。

今後は、富良野市に移住定住した方を対象に意見交換を開催し、さらに調査を深めたく、今回は中間報告とし継続審査を求めるものであります。

以上、総務文教委員会からの報告を終わらせていただきます。

次に、都市事例調査について御報告申し上げます。

今回は伊達市と函館市におけるそれぞれの調査を行いました。

伊達市における定住移住対策は、成功例として全国的に注目され、その基本となっている伊達ウェルシーランド構想は、定住、移住を目的とした政策ではなく、少子高齢化が進む中で、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりを進めることを柱に、高齢者のニーズに応える新たな産業を創設し、働く人たちの雇用を促進し、豊かで快適なまちを目指すことが基本となっているところであります。

一つとして、高齢者が住んでみたい町、伊達市内にはとどまらず、全道ひいては全国各地から高齢者が住んでみたいと思う魅力あるまちづくりであります。

2点目として、女性・若者が住んでみたい町、新たなコミュニティビジネスの導入に伴う雇用の拡大。

3 点目に、働く人が住みたい町、働く人が住み続けたいと思う安心・安全のまちづくりであります。

この伊達ウェルシーランド構想の事業におきまして、具体的には、地域住民の住みかえを促進することにより、地域住宅を市場に流通させ、地域外から移住を促進して人口増を図り、生活の質と地域全体の活性化を目指すものを原点としており、各事業を展開しているところであります。

その具体的な事業として、伊達版安心ハウス認定制度、伊達版優良田園住宅、伊達版ライフモビリティサービス、地域情報センター等が挙げられているところであります。

行政としての取り組みが、ワンストップ窓口、お試し暮らしなど各種PRを行っており、その内容は本市と同様であります。

また、住んでみたいまちづくり課を設置し、各種事業に積極的に関わるほか、PRに当たっては、行政が関わることにより、多くの移住者に安心感を与え、有形無形の付加価値を生み出しているところであります。

考察として、伊達市は、交通アクセス、温暖な気候、食文化の豊かさ、自然環境の良さで老後定住の人気のあるまちであります。

改めて、歴史、環境、第1次産業、観光資源を生かした高齢者が住み続けたい、住んでみたい、人が移住定住によって、地域経済の活性化、循環を具体的に体系づけた伊達版ウェルシーランド構想は、人口の減少を最小限にとどめ、定住促進により住宅地域における基準地価上昇率は平成15年1位と3位をはじめ、平成21年度全国トップ10に4カ所が入る数となり、成功を見ていると伺います。

北の湘南は同時に、全国に認知された事業でもあります。

今後の課題として、現在の経済情勢のもとで、田園優良住宅事業、田園せきないの今後の拡張計画はあるものの、拡張事業が実施できるか否かは、安心ハウスサービスの平準化、乗り合いタクシーの会員の拡大と企業の採算性などが指摘されると思います。

次に、函館市の生涯学習推進構想であります。

平成8年に策定され、生涯学習推進構想を基本に各種事業が実施され、市民一人ひとりがそれぞれの目標をもって学習を行うこと、家庭、学校、地域、企業などのネットワーク、学習社会のネットワークをつくることにより、ともに楽しく学び合える生涯学習を推進し、生き生きとしたまちづくりを目指すものであります。

その中で、独自単位認定システム HAKODATE まなびっと広場に関しましては、市民一人一人が自己の学習目標を定め、市内で提供される学習内容を整理し、わかりやすく情報提供することにより、それら学習活動を単位という形で評価していくことによって、学習参加意欲の向上

を図るとともに、目的として、函館独自の学習単位認定システムであります。

対象者は小学生以上であります。

現在2,792名が参加しているところであります。

参加者の個々の目標に基づき、単位の認定を目指す申し込みが市内18箇所の受付で入学申込み手続提出。

入学後に受講手帳まなびっと手帳と半年分の学習メニューが掲載される講座ガイドブックが、参加者に交付されているところであります。

単位認定の対象となる講座は、ガイドブックに選択科目と自由科目に分かれており、選択科目については、主催者側が認定印を受講手帳に押印されることで認定され、自由科目については、講座の受講後、参加者自身が受講手帳に自書することにより認定されることになっており、いずれも1回の講座で1単位が認定されるところであります。

これら講座により150単位に達すると、まなびっと博士が認証され、交付式が開催されるほか、50単位ごとに担当課へ申請すると、奨励賞が送付されているところであります。

150単位を受講したまなびっと博士は、これまで46名が認定されており、そのうち89%が60歳以上の高齢者が占めており、次いで小学生が7%の構成となっているところであります。

今回、私ども委員会として、このまなびっと広場につきまして、学習単位の認定制度により、市民の学習への動機づけや学習意欲の向上につながり、一層の学習活動への参加が促進されるのではないかと考えております。

また、市の出前講座はじめ、一般教養、文化、趣味、スポーツなど民間や市立病院が行う多種多様にわたる講座を、学びの情報として提供していることは、本市とは異なり、生涯学習に対する概念が幅広く、さまざまな講座を生涯学習に位置づけ、市民の学習要望の多様化にも対応したサポートをしているということは、非常に注目されると思います。

本市においても、さらなる学習意欲の喚起を図るために、学習単位認定制度の導入を検討するほか、生涯学習の観点から、市の出前講座、文化、福祉、スポーツ、地域事業、市長との懇談会など、多種多様な講座に取り組むことにより、地域の活性化を目的に据えた生涯学習のあり方を調査し、研究するべきものと考えます。

具体的には、先に述べた生涯学習の概念を拡大することにより、行政や各機関、民間との連携による新たな講座の開設なども検討するほか、生涯学習講座の講座情報が一覧可能な情報提供の方法についても検討し、今後の生涯学習推進体制の見直しを図る一助となるよう、本委員会では望むものであります。

また、これらの実現の後、一定の学習を終えた人材の活用についても、生涯学習分野に限らず、幅広い分野で活用できるよう調査、研究が望まれると思います。

以上、事務調査について御報告申し上げます。

**○議長（北猛俊君）** ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、お諮りいたします。

調査第4号に関する委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** 御異議なしと認めます。

よって本件については、継続調査とすることに決しました。

次に、調査第2号及び都市事例調査について、保健福祉委員長千葉健一君。

**○保健福祉委員長（千葉健一君）** -登壇-

保健福祉委員会より、事務調査第2号児童福祉についての調査の経過と結果について報告をいたします。

委員会では、担当部局より、資料の提出と説明を求め、児童福祉、特に要保護児童対策といわれる児童虐待防止対策と子ども通園センターの事業執行の状況について、現地視察や都市事例調査を実施し、先の第3回定例会において中間報告を行い、調査を進めてきたところであります。

児童虐待防止対策については、各地で起きている様々な虐待による子供たちの被害が報道されている。

生まれてきた子供たちには何の罪もないはずであるが、不幸を強いられている悲しい実態があることも踏まえ、精力的に調査を進めてまいりました。

本市におかれましても、平成17年より富良野市要保護児童対策地域協議会を設置され、子ども未来課が中心となり、要保護対策に取り組んでおられます。

要保護対策においては、四つの分類がございまして、心理的虐待、性的虐待、育児放棄、心理的虐待があります。

特に、心理的虐待に関しては、委員会としても・・・失礼しました、身体的虐待にありましては、当委員会の中でも理解をすることができたわけですが、育児放棄、ネグレクトに関しましては、なかなか理解をすることができず、都市事例調査などを進める中でいろいろな意見交換を行なう中で理解を進めてまいったところがあります。

本市においても、虐待の件数は増加の傾向にあることを踏まえまして、委員会では、いろいろ意見交換を行ってまいりました。

これらの意見交換をする中で、人材の確保に関しては、経験が重要であることを認識し、支援対策が強く望まれることが、特徴的な意見として挙げられました。

子ども通園センターにおかれましては、幾多の法改正の中で、南富良野町、占冠村からの通園者も含め事業が行われております。

通園センターでは、療育相談、デイサービス等の申請、個々の課題に合った、目標やプログラムの設定に基づき、個別や集団による療育の実施を行っており、個別支援計画の作成から半期ごとの発達確認、関係機関との情報交換、在籍者に対する情報伝達などを行い、個別支援計画に沿った課題の整理を行いながら、就園、就学相談や、家庭、発達相談など、児童に限らず保護者に対しても幅広い支援や相談を行っております。

委員会では、子ども通園センターに対する意見交換では、サービス提供体制などについて議論が行われ、センターの建物についての建築後、年数を経過していることもあることや、センターの利用者が増加していることも踏まえ、設置の充実が望まれること。

専門性の高い事業推進や、関係機関との連携、利用者増加の傾向からも、対応する人材の確保、とりわけ、言語聴覚士をはじめとする専門職の確保が望まれるほか、関係機関との一層の連携強化が必要と、多岐にわたる意見が出されました。

これらの児童虐待防止対策と、子ども通園センターの議論の結果、将来の富良野づくりの担い手となるべき子供たちに対し、虐待による悲しい犠牲を生じないためや、療育による快適な社会生活を送れるよう、次の点について、求めるものであります。

両方共通しておりますので、多少抽象的な意見になるかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

一つ、子供は地域の宝であることを十分に認識し、地域住民や行政をはじめ、関係機関が児童福祉に関わる問題を共有し、共通認識のもとに子供たちを見守り、育てていくための各種施策の充実が努められたい。

次に、都市事例調査について御報告を申し上げます。

本委員会では、釧路市と中標津町で、要保護児童対策について調査をしてまいりました。

釧路市での特徴は、母親の就業支援などまでも行っているということでもあります。

中標津におかれましては、児童館を中心とした、地域ぐるみでの子供たちを育てているということでもあります。

考察だけを述べて、御一読をお願いしたいと思います。

釧路市、中標津町の両市町における要保護児童対策の取り組みについて調査を行った。

それぞれの地域の特徴や背景をしっかりと踏まえ、課題を分析した上での施策が行われている。

釧路市は、女性の生きがいや自立に向けての支援や啓

蒙に重点を置いている。

即効性の対策ではないが、長期的な視点では大きな効果が期待できる。

また、中標津町では、児童館を核に地域力の向上により、新たな取り組みが広がり、児童福祉にとどまらず、世代間交流や地域コミュニティーなど、多方面に効果が上がりつつある。

両市町ともに、女性の担当職員からの熱意ある説明に感銘を受けてまいりました。

虐待の特徴を踏まえ、子育て支援体制の重要性や、児童虐待に対する緊張感が伝わってきました。

改めて、子育ては将来の地域社会を担う子供たちを長期的視点で、社会全体が見守りながら育てていかなければならないことの重要性を認識してまいりました。

以上、報告いたしまして、保健福祉委員会からの事務調査を終わります。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第3号について、経済建設委員長東海林剛君。

○経済建設委員長（東海林剛君） -登壇-

経済建設委員会より、調査第3号、農業担い手対策についての調査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の取り組みの現状と課題の把握に努め、また、先進地における都市事例調査を実施し、先の第3回定例会において、それまでの経過について中間報告を行ったところであります。

富良野市の販売農家戸数は762戸。今後の推計で、平成25年には572戸まで減少すると推計されています。

これは経営不振だけではなく、後継者不在による経営者の高齢化が大きな要因であり、また、家族経営を主体とする農業において、独身の農業後継者が128人というのも、深刻な課題であります。

基幹産業である農業を誰が担っていくのかは、農業だけの問題ではなく、農業の衰退は、農地の荒廃を招き、一方の基幹産業である観光への影響ははかり知れず、富良野農業を支える担い手の育成は、富良野の経済にとっても最優先課題と言っても過言ではありません。

農業は富良野の重要な資産であり、その持続的発展のために、さらには、富良野経済の活力向上のために農業担い手をつくる、より積極的な取り組みが必要であります。

本委員会では、今後の富良野農業を支える担い手の育成確保に関する大きな柱として、次の4点を挙げ、今後

の行政運営の施策として反映されるよう提言するものがあります。

1、富良野農業への新規参入者に対する支援施策について。

新規参入者の受け入れに当たっては、できるだけ円滑に農業経営を開始することができるようなサポート体制の構築が重要であり、新たに生活を始めるための住居や営農ための農地、機械、施設などハード面での支援、そして初期投資や生活に係る資金、初めて住む地域での生活習慣や地域への浸透など、ソフト面で支援する取り組みが必要であります。

また、現在市で取り組んでいる移住定住対策とも連携して情報発信を行い、移住希望者の地域雇用の受け皿として富良野農業を紹介し、基幹産業の担い手を確保する上で、外部からの人材確保も積極的に行うべきである。

2、担い手に対する経営能力の向上の施策について。

現在経営している経営者もしくはその農家子弟を対象に、担い手としてのさらなる資質向上を目的とした研修体制の整備が必要である。

地域には、富良野農業の牽引的役割を担ってきた先導的な経営者がいることから、その人材の持っている経営手法や技術が継承できるようなシステムの構築が必要である。

また、個々の農家同士がお互いに切磋琢磨しながら経営管理能力の向上が図られるような環境づくりを行うことにより、経営感覚をしっかりと養い、的確な判断能力のある経営者の育成を目指すべきである。

個々の農家はそれぞれ、農業に対する習熟度も違うことから、段階を踏んで系統立てた研修制度の確立に向けて検討されたい。

3、後継者不在農家に対する経営継承の施策について。

全国農業会議所の調べでは、後継者のいない認定事務農業者の約3割は、第三者への経営移譲をしてもよいという集計があり、一方で、新規就農者の就農実態調査では、農地の確保が一番大変だったという集計があります。

農業を行う強い意思とすぐれた経営感覚のある者に対し、後継者のいない優秀な既存農家を引継ぐ経営継承事業は、農業資産の遊休化を防止するとともに、既存経営者が長年培ってきた栽培技術についても伝承され、農業を地域の産業として維持発展させていくためにも重要な施策であると思われ、まずは地域の実態を把握し、その推進に向けて検討されたい。

4、総合的な担い手支援体制の構築について。

これまでに述べてきた3項目は、各農業関係機関がそれぞれの持つ役割の中で、農家を支援していくものですが、いずれの項目も担い手の育成確保の喫緊の課題であり、単独組織ではなかなか問題解決の糸口が見えてまいりません。

そこで、これらの施策を総合的に実施検証していく司令塔の役割を果たす、仮称、担い手育成推進室として、富良野農業情勢に精通した専任スタッフの配置、拡充を検討されたい。

以上、ご報告申し上げましたが、農業担い手対策は、あらゆる要素が必要であり、なかなか有効な手だてがうてない、大変重い課題であります。

委員会でも、明確な方向を示すまでには至りませんでしたけれども、行政がすべてを担うことは困難であります。

しかし、富良野農業の指針である農業農村基本計画の具体的な推進が不可欠であり、各農業団体と連携をし、リーダーシップを示していただくことを期待し、経済建設委員会からの報告を終わらせていただきます。

**○議長（北猛俊君）** ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、以上で、経済建設委員会の報告を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

午前11時03分 休憩

午前11時14分 開議

---

**○議長（北猛俊君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前の委員会報告を続行いたします。

次に、都市事例調査について、議会運営委員長菊地敏紀君。

**○議会運営委員長（菊地敏紀君）** -登壇-

本委員会は、平成21年第3回定例会で許可を得た所管に関わる事務について、都市事例調査を実施いたしました。

その結果について御報告を申し上げます。

11月16日から18日までの3日間、議会運営全般及び議会基本条例について、神奈川県大磯町並びに埼玉県鶴ヶ島市をそれぞれ調査いたしました。

調査内容につきましては、議会運営全般にわたるものでありますが、特に本会議の運営方法をはじめ、議会改革取り組み状況、また、議会基本条例の制定経緯や、その具体的内容について、調査をいたしたところでございます。

大磯町議会は、議員は自由闊達な気質があり、議員一人一人が、常に自分の考えをしっかりと持った上で議会運営に当たっている印象を受けました。

一方で、議員同士の話し合いや、議会の中での共通認識をする場として、議員全員による議員協議会を頻繁に開催しなければならず、議員個々の意見集約や、議員間の連携調整が課題となっているように思われます。

しかしながら、議会基本条例を市民と議会を近づけるものと位置づけ、議会の全てを町民に見てもらおうという姿勢が見られ、それは同時に議会の機能を高めるためには、改めて、議員自らの資質を高めていかなければならないことを実感してまいりました。

また、鶴ヶ島市議会は、4年間かけて取り組んできた議会改革の実践で培われてきたものを、議会基本条例という形で示し、その中で、常に議会の運営方法を検討し、その結果、改善が必要となったときには、条例の改廃の措置をとることを定め、形にとらわれず、さらなる議会改革を推進していく姿勢が共感できました。

また、鶴ヶ島市民は、昔から居住している住民よりも、都市圏へのベッドタウンとして転入してきた住民が多く、既成概念にとらわれることなく、自主的なコミュニティ活動が盛んであり、同様に、議員も地元ということに偏らない、柔軟な考え方をもち、市民全体の代表という考え方に立って議会運営に臨んでいます。

本市議会としても、議会運営の原点である、首長と議会、議会と住民との関係のあるべき姿を今後とも追求し、真に市民の負託に答えられる議会運営を目指してまいりたいと思います。

以上、報告といたしますが、詳細につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御一読をお願い申し上げます。

**○議長（北猛俊君）** ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（北猛俊君）** ないようですので、以上で所管事項に関する委員会報告を終わります。

---

## 日程第6 議会改革特別委員会報告

---

**○議長（北猛俊君）** 日程第6、前回より継続調査の、議会改革特別委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長東海林剛君。

**○議会改革特別委員長（東海林剛君）** -登壇-

議会改革特別委員会よりご報告申し上げます。

本委員会は、改選後の平成19年第2回臨時会において設置されて以来、議会の情報公開と住民参加を進める第一歩として、議会の情報発信力を強化するための取り組みを中心に、協議を進め実践に努めてまいりました。

本年第1回定例会において、議会の持つ機能を十分に駆使し、住民の負託に応える議会を目指し、さらなる改革が必要との判断から、本委員会が再設置されたところであります。

政府の地方分権改革推進委員会は、自治体を法令で縛る、義務づけ、枠づけの大幅な見直しを勧告し、分権改

革は本格的な実践段階を迎えております。

地方自治体も国任せの姿勢から脱却し、住民が主役のまちづくりの実現に、力量が問われる時代となりました。

一方、議会も監視機能はもとより、政策や条例の提案、住民への論点、争点の提起など、より多様化、高度化した役割が求められております。

言うまでもなく議会は、住民の意見を代表する機能を有しており、住民にとって、首長より近い存在であり、多様な住民ニーズをきめ細かに吸い上げることができるのは、議員であることを再認識しなければなりません。

本委員会では、前期課題として整理された事項の中から、議会報告会などの住民対応を最優先課題として取り組むことを確認し、先の第3定をはさみ、議会改革特別委員会をメンバーとして、麻町連合会、北の峰連合会において、試行的に実施いたしました。

その後、議員18人全員の参加に向けて、議員塾で趣旨説明と意見交換を行い、さらに、2回にわたる議員協議会を開催し、具体的な実施方法について協議を進めてまいりました。

その結果、山部地区、東山地区、東部地区の3カ所で、18名を6名ずつ3班に分けて開催することとなりました。内容は議会の現状と活動について、常任委員会、特別委員会報告、議会改革の経過と課題について、定例会の報告で報告後質疑を受け、意見交換を行うことで申し合わせを行いました。

既に東山地区が11月29日、山部地区が12月3日に終了し、東部地区は、現在日程を調整中であります。

意見交換では、雇用対策、教育問題、移住定住対策、議員定数、特に東山地区においては、生鮮食料品を扱う店舗が存続されなくなることへの不安や、コミュニティーカー運行の課題などの意見がありました。

今後、5地区の意見の集約と検証、公開方法について検討するとともに、議会報告会のあり方について、早急に方向づけをしてまいりたいと思います。

また、残された課題についても優先順位をつけ、すぐのできるもの、残された任期中に実現すべきもの、将来の課題とすべきものに仕分けを行い、引き続き協議をしてまいります。

分権により、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大いたしました。

地方議会も自由度が増す方向で、制度の検討が進められております。

議会の責任は一層重く、自己改革が求められております。

議会の持つ機能を十分に駆使し、市民の負託にこたえる議会として、役割と使命を果たしていかなければなりません。

議員各位には、議会改革を自らの課題として捉え、な

お一層の御理解と御協力をお願いし、中間報告といたします。

○議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することです。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。

---

## 日程第7 監査委員報告

---

○議長（北猛俊君） 日程第7、監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成21年度8月から10月分3件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、本報告を終わります。

---

## 日程第8

### 議案第17号 富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（北猛俊君） 日程第8、議案第17号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） -登壇-

議案第17号、富良野市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

富良野市固定資産評価審査委員会委員、鈴木弘美氏は、平成22年3月8日をもって任期満了となりますので、再度、同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

なお、鈴木弘美氏の経歴につきましては、議案裏面記載のとおりでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件選任について、同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は、選任に同意することに決しました。

---

## 日程第9

### 議案第1号～議案第16号(提案説明)

---

○議長(北猛俊君) 日程第9、議案第1号から議案第16号まで、以上16件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) -登壇-

議案第1号、平成21年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市一般会計補正予算第11号は、歳入歳出それぞれ1億1,533万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を114億4,372万2,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正で追加4件と変更1件、地方債の補正で変更が2件でございます。

以下その概要について歳出から御説明を申し上げます。

20、21ページでございます。

2款総務費は、構成自治体の負担金の確定に伴う富良野広域連合負担金、経年劣化に伴う、インターネット接続用機器更新等の器具購入費、国を初めとした、関係機関と生活保護データの受け渡しを行うための住民情報システム修正委託料、生活保護システム更新に係る器具購入費、国の経済対策事業として実施する、全国瞬時警報システムジェイアラート整備工事費が追加の主なもの、準生活交通路線維持対策路線維持費補助金、東山地区コミュニティカー運行委託料の減額を差し引きいたしまして、2,779万9,000円の追加でございます。

22、23ページでございます。

3款民生費は、措置者数の増などに伴う、老人施設入所委託措置費、介護保険特別会計繰出金、利用件数の増や制度改正などに伴う自立支援の介護給付費及び訓練等給付費、対象者の増減に伴う更生医療費、利用件数の増に伴う、日中一時支援委託料が追加の主なもの、国民健康保険特別会計繰出金の減額を差し引きいたしまして、8,741万5,000円の追加でございます。

24、25ページの中段でございます。

4款衛生費は、火葬場の施設修繕料と看護専門学校のテレビ更新の器具購入費で、114万円の追加でございます。

6款農林業費は、本年の冷湿害などにより、所得が著しく減額となる農家を支援するための冷湿害緊急支援事業交付金、駆除頭数の増加に伴う、有害鳥獣駆除事業交付金が追加の主なもの、中山間地域等直接支払交付金の減額を差し引きいたしまして、2,899万5,000円の追加でございます。

26、27ページの中段でございます。

7款商工費は、貸付対象の確定に伴う中小企業振興資金貸付金、商工業パワーアップ資金貸付金、小口緊急特別資金貸付金の減額で、1,855万8,000円の減額でございます。

8款土木費は、5項住宅費の耐震改修促進事業に係るGISソフト等に係る器具購入費の追加から、2項道路橋梁費の五区山部線舗装改修工事費、北の峰五区線道路改良工事費の執行残、土地区画整理事業の換地清算金の確定による減額などを差し引きいたしまして、1,533万8,000円の減額でございます。

30、31ページでございます。

10款教育費は、育英基金貸付金返還金の確定に伴う育英基金返還金積立金、国の経済対策事業として実施する小中学校の教材購入費、対象件数の増加に伴う小学校の就学援助費、文化会館の館内放送設備を更新する器具購入費、明年1月に本市で開催予定の南・北北海道高等学校スキー競技選手権大会補助金、小中学校各種競技大会派遣補助金が追加の主なもの、道事業として実施することとなった適応指導事業費、対象者の確定に伴う高等学校バス通学費補助金などの減額を差し引きいたしまして、397万2,000円の追加でございます。

32、33ページ下段でございます。

12款給与費は、負担率の変更に伴う市町村職員共済組合負担金の追加から、職員の異動及び人事院勧告に基づいた制度改正による減額を差し引きいたしまして、9万2,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして12、13ページでございます。

11款地方交付税は、普通交付税で1,187万7,000円の追加でございます。

14款使用料及び手数料は、産業研修センター使用料で141万7,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は国庫負担金で、介護給付費負担金、自立支援医療費負担金などの追加、国庫補助金で、生活保護適正実施推進事業補助金、地域生活支援事業費補助金、学校教育施設整備等補助金、雪寒指定路線除排雪事業交付金などの追加、住宅・建築物耐震改修等事業費補助金の減額、委託金で、国民年金事務協力・連携委託金



の追加、富良野道路市道北の峰五区線道路改良事業委託金の減額をそれぞれ差し引きいたしまして、7,107万2,000円の減額でございます。

14、15 ページの下段でございます。

16 款道支支出金は道負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、介護給付費負担金及び自立支援医療費負担金の追加、道補助金で、全国瞬時警報システム、ジェイアラー整備事業補助金、障害者自立支援特別対策事業費補助金などの追加、中山間地域等直接支払基金の減額を差し引きいたしまして、2,854万2,000円の追加でございます。

17 款財産収入は、土地貸付金で139万6,000円の追加でございます。

18、19 ページでございます。

19 款繰入金は、育英基金繰入金で65万円の減額でございます。

21 款諸収入は、育英基金貸付金収入、一部事務組合精算返還金、換地清算金（市・交付金受取分）の追加から、中小企業振興資金元利収入、商工業パワーアップ資金元利収入、小口緊急特別資金元利収入、換地清算金（権利者徴収分）の減額を差し引きいたしまして、7万9,000円の追加でございます。

22 款市債は、農業基盤整備事業債、及び五区山部線舗装改修事業債で、160万円の追加でございます。

戻りまして6、7 ページでございます。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、平成21年度山部地区コミュニティカー運行事業費、平成21年度高齢者医療送迎車運行事業費で、平成22年度の運行に当たり、委託契約者が乗り合い事業の認可を運行前に取得する必要があるため、契約手続を本年度中に行うもので、限度額をそれぞれ400万円、14万7,000円と定めるものでございます。

平成21年度富良野市中心街活性化センター指定管理料及び平成21年度富良野市スポーツ施設指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定の締結に当たり、平成22年度から平成26年度までの5年間の指定管理料の限度額をそれぞれ、4億2,000万円、2億1,600万円と定めるものでございます。

平成19年度山部自然公園太陽の里パークゴルフ場指定管理料につきましては、太陽の里パークゴルフ場造成工事で、18ホールを増設したことに伴い変更するため、平成22年度から平成24年度までの指定管理料の限度額を、902万5,000円から1,280万5,000円に変更しようとするものでございます。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり事業費の確定などに伴い、農業基盤整備事業費及び五区山部線舗装改修事業費の起債の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、平成21年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第2号、平成21年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市国民健康保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ1億9,899万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億4,545万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10、11 ページでございます。

1 款総務費は職員管理費で、職員の会計間移動等による給与費131万円の追加でございます。

2 款保険給付費は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費で、1億9,768万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7 ページでございます。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者にかかわる医療給付費分現年課税分で、4,258万8,000円の追加でございます。

2 款国庫支出金は、療養給付費等負担金の現年度分及び財政調整交付金の普通調整交付金で7,996万2,000円の追加でございます。

5 款道支支出金は、財政調整交付金で146万8,000円の追加でございます。

8 款繰入金は一般会計繰入金及び給付基金繰入金で5,010万7,000円の追加でございます。

9 款繰越金は前年度の繰越金で、2,486万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号、平成21年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ334万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を17億3,311万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9 ページでございます。

1 款総務費は、職員の会計間移動等に伴う給与に係る職員管理費で、334万5,000円の追加でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7 ページでございます。

7 款繰入金は、一般会計繰入金で職員給与費繰入金334万5,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。



議案第4号、平成21年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出の総額を8億5,080万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

1款下水道費は、1目一般管理費で、職員管理費の会計間移動等による人件費、5目水処理センター管理費の富良野水処理センターの汚泥脱水機、汚泥ポンプ、山部水処理センターのオゾン反応攪拌施設等の修繕料及び山部水処理センターの汚泥濃度を安全レベルまで引き下げするための汚泥運搬委託料の追加から、1目一般管理費の消費税、3目管渠管理費の施設修繕料、5目水処理センター管理費の燃料及び光熱水費など、減額分を差し引きいたしまして1,049万3,000円の追加でございます。

2款公債費は、地方債償還利子で769万3,000円の減額でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

1款分担金及び負担金は、公共下水道事業受益者負担金で330万円の追加でございます。

7款諸収入は、雑入の区域外流入建設協力金で50万円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第5号、富良野市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました、富良野市簡易水道事業特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,116万円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページでございます。

1款簡易水道費は、一般管理費の消費税及び職員管理費の給与費で、96万円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

4款繰越金は、前年度繰越金で96万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第6号、平成21年度富良野市ワイン事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市ワイン事業会計補正予算第2号は、収益的支出を71万5,000円追加し、4億4,011万5,000円にしようとするものでございます。

資本的支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億9,170万円を2億9,251万円に、当年度分、損益勘定留保資金2億8,070万5,000円を2億8,151万5,000円に改め、資本的支出を81万円追加し、2億9,251万円にしようとするものでございます。

職員給与費につきましては、152万5,000円追加し、7,249万2,000円とするものでございます。

たな卸資産の購入限度額につきましては2億7,364万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について収益的支出から御説明を申し上げます。

4、5ページでございます。

1款ワイン事業費用、2項管理費用は、製造場管理費の職員給与及び共済掛け率等の改定により71万5,000円の追加でございます。

次に資本的支出について御説明申し上げます。

同じく4、5ページ下段でございます。

1款資本的支出、2項たな卸資産生産費は、職員の異動及び職員給与、共済掛け率等の改定により81万円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市総合計画審議会条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、現在平成23年度から新たにスタートする第5次富良野市総合計画の策定に着手しているところでございますが、この新たな総合計画の基本構想を審議いただくため、審議会を設置しようとするものでございます。

以下、条例の内容につきまして条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、審議会の設置について規定するものでございます。

第2条は、所掌事項について規定するものでございます。

第3条は審議会の構成について規定するものでございます。

第4条は、委員の任期について、第5条は会長及び副会長について、第6条は会議について、第7条は意見の聴取等について、第8条は庶務について、第9条は委任について規定するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、第2条の答申の日をもって失効しようとするものでございます。

また本条例の制定に伴い、富良野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正し、別表14その他附属機関の委員の欄中に、富良野市総合計画審議会委員を加えるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号、富良野市土地開発基金条例等の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、条文の文言整理とともに、これまで基金の設置目的に合った事業に充てるため、基金運用から生ずる収益金である利子を果実として運用してまいりましたが、現在の低金利の状況下では、益金による運用は難しく、また、昨今の厳しい財政状況下において、安定的な事業の財源確保のためにも、基金の元金を取り崩し可能とするよう、基金に関する条例の一部を改正しようとするもので、富良野市土地開発基金条例ほか3基金に関し一括改正しようとするものでございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第1条は、富良野市土地開発基金条例の一部改正でございます。

同条例第5条は、解散した土地開発公社への出資及び貸し付けに関する規定であるため、これを削除し、以下の条文を繰り上げ、句読点を加える改正でございます。

第2条から第4条につきましては、それぞれ富良野市文化振興基金条例、富良野市スポーツ振興基金条例及び富良野市森林自然愛護基金条例の一部改正でございます。

それぞれの条例中、第2条の規定は基金に積み立てる額は、一般会計において定める額とすることを規定し、第2項には基金に属する現金を必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるよう規定しようとするものでございます。

同様にそれぞれの条例の、第4条と第5条は、益金の処理と繰替運用の規定でございますが、他の基金条例で規定の順番に合わせ、第4条を運用益金の処理に、第5条を繰替運用にしようとするものでございます。

また、第6条には基金の処分に関する規定を追加し、処分は、それぞれの条例施行規則に規定の各条例の設置目的に合う場合に、適合事業の財源として処分できるよう規定しようとするものでございます。

条例の第7条は、委任に関する規定でございます。

なお、この条例の附則につきましては、施行期日に関する規定で、富良野市土地開発基金条例の一部改正については、公布の日から施行し、それ以外の基金条例の一部改正については、平成22年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号、富良野市介護保険条例及び富良野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成22年1月1日に施行されることに伴い、社会保険料全般の延滞金の率が、納期限の翌日から3カ月間は7.3%と変更になることから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、それぞれ、富良野市介護保険条

例第9条第1項、及び富良野市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項に規定する保険料に係る延滞金について、現行では、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの間は、年7.3%の割合としているものを、3カ月を経過する日までは、年7.3%の割合にしようとするものでございます。

なお条例の施行日は、平成22年1月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第10号、富良野市山部福祉センター設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、平成22年4月1日に、山部支所が山部福祉センター内に移転することに伴い、山部福祉センターの事務室及び談話室を改修し支所の事務室とすることから、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、富良野市山部福祉センターの使用料を定める別表第1中の、談話室の項を削るものでございます。

なお、条例の施行日は、平成22年4月1日からとしようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議案第11号、富良野市公園条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、富良野駅前地区土地区画整理事業により、整備されました公園につきまして、名称をふらの駅前公園、駅前ふれあいパークとして、都市公園の供用開始をするに当たり、条例を改正しようとするものでございます。

都市公園の位置につきましては、ご配付の議案関係資料をご覧くださいと存じます。

なお、条例の施行日は、公布の日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第12号、富良野市自転車駐車場条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本件は、富良野駅前地区土地区画整理事業による富良野駅前自転車駐車場の、地番変更と増設に伴う地番の追加、及び従前、山部駅の利用者に対し、自転車置き場として利用いただいていた土地について、利用規定の明確化と管理の適正化を図るため、富良野市山部駅前自転車駐車場として追加することから、条例の一部を改正しようとするものでございます。

自転車駐車場の位置につきましては、ご配付の議案関係資料をご覧くださいと存じます。

なお、条例の施行日は、公布の日からしようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第13号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野スポーツセンター条例第3条及び富良野市屋外スポーツ施設設置条例第3条の規定に基づき、富良野スポーツセンター及び富良野市屋外スポーツ施設の管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理者予定者として、特定非営利活動法人富良野体育協会を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理者予定者として選定に至る経過を、別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第14号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市中心街活性化センター設置条例第5条の規定に基づき、富良野市中心街活性化センターの管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理予定者として、ふらのまちづくり株式会社を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を、別紙資料として配付してございますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第15号、北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の増減について御説明申し上げます。

本件は、本年10月5日から紋別郡上湧別町及び湧別町を廃し、その区域をもって新たに湧別町が設置されたことに伴い、北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数が180から179に減少することから、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合から、関係地方公共団体であります本市に協議を求められたものでございます。

なお、当組合を組織する地方公共団体の数の増減の協議に当たりましては、地方自治法第290条の規定により、関係する地方公共団体議会の議決が必要となることから、議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第16号、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減について、御説明申し上げます。

本件は、本年10月5日から紋別郡上湧別町及び湧別町を廃し、その区域をもって新たに湧別町が設置されたことに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地

方公共団体の数が180から179に減少することから、地方自治法第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合から、関係地方公共団体であります本市に協議を求められたものでございます。

なお、当広域連合を組織する地方公共団体の数の増減に当たりましては、地方自治法第291条の11の規定により、関係する地方公共団体の議会の議決が必要となることから、議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 以上で、提案説明を終わります。

---

## 散 会 宣 告

---

○議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日から11日までは議案調査のため、12日、13日は休日のため、それぞれ休会であります。

14日の議事日程は、当日配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時52分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 12 月 8 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 宮 田 均

署名議員 菊 地 敏 紀